



## “ADL維持等加算”促進事業

健康医療部 高齢者支援課



### 目的



1	要介護認定者の 自立支援・重度化防止	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 介護が必要になっても、いつまでも自分らしくいられること</li><li>・ 介護保険制度の持続可能性の確保</li></ul>
2	介護の質の向上	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 科学的介護情報システム（LIFE）を普及すること</li></ul>
3	介護事業所への支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自立支援・重度化防止に資するサービスを提供する事業所の収入を増やすこと</li></ul>



## 事業概要



内容	ADL維持等加算を取得している介護事業所に報奨金を支給
報奨金額	20万円
期間	令和7～8年度にモデル事業として実施
対象	ADL維持等加算の対象は約170事業所 ※令和6年7月時点で19事業所が取得
予算 (要求内容)	令和7年度：700万円 ※保険者機能強化推進交付金を財源とする

## 科学的介護情報システム（LIFE）とは



LIFEとは	・ 介護現場のデータを活用し、科学的根拠に基づいた介護を支援するシステム
目的	・ 介護事業所は利用者やケアの情報等をLIFEへ登録することで、LIFEから蓄積した全国のデータに基づくフィードバックを受け、よりよいサービスの提供につなげるため、取り組みの評価や見直しを行う ・ 国は蓄積されたデータを分析することで得られる研究成果を介護現場に還元（フィードバックの充実）につなげる
関連加算	・ 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）（Ⅱ） ・ 個別機能訓練加算（Ⅱ）（Ⅲ） ・ ADL維持等加算（Ⅰ）（Ⅱ） 等

## ADL維持等加算とは①



ADLとは	・ 食事やトイレ、移動等、日常生活を送るために行う基本的な活動の能力
加算の条件	バーセルインデックス（整容、食事、排便、排尿、トイレの使用、起居移乗、移動、更衣、階段、入浴の10項目を100点満点で評価）により、利用者全員（要介護のみ）のADLを利用開始月と該当月の翌月から起算して6ヶ月目に測定し、その評価結果の差「ADL利得」により、評価期間後1年間の算定可否が決まる
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通所介護</li> <li>・ 地域密着型通所介護</li> <li>・ 特定施設入居者生活介護</li> <li>・ 地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>・ 認知症対応型通所介護</li> <li>・ 介護老人福祉施設</li> <li>・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> </ul>
その他	・ 科学的介護情報システム（LIFE）に関連する加算の1つ

## ADL維持等加算とは②



評価期間（1年間）	加算期間（1年間）
ADL利得が3以上（改善）	ADL維持等加算（Ⅱ） 60単位／月 ※利用者が100人の場合：6万円／月
ADL利得が1以上（維持）	ADL維持等加算（Ⅰ） 30単位／月 ※利用者が100人の場合：3万円／月
ADL利得が1未満	算定不可

- ・ 加算の取得には申し出を行い、そこから1年間の評価期間がある
- ・ 評価期間のADL利得の結果により、評価期間の経過後から1年間は加算が取得できる
- ・ 加算は新規利用者に対しても算定できる

## 柏市内のADL維持等加算の取得状況 (令和6年度7月実績より)



	事業所数	申し出数		取得事業所数		加算Ⅰ	加算Ⅱ
通所介護	66	18	27%	7	11%	5	2
地密通所介護	61	13	21%	6	10%	3	3
特定施設	10	7	70%	2	20%	1	1
地密特定施設	0	0	-	0	-	0	0
特養	22	3	14%	2	9%	0	2
地密特養	6	2	33%	2	33%	2	0
認知デイ	1	0	0%	0	0%	0	0
合計	166	43	26%	19	11%	11	8



## 本事業のポイント



1	LIFEの普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>ADL維持等加算をきっかけに、科学的根拠に基づいた介護サービスを普及させる（介護の質の向上につなげる）</li> </ul>
2	ADL維持等加算の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>加算の取得により介護事業所の成果を客観的に評価できる</li> </ul>
3	介護事業所への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>報奨金だけでなく加算を得られる仕組みとする</li> <li>ADL維持等加算をきっかけに、他のLIFE関連加算の取得を目指す事業所を増やし、介護保険制度に沿った形で収入増を目指す</li> </ul>
4	本事業に伴う負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護事業所はあくまでも本来業務である介護サービス（LIFE関連加算の取得）に労力を割く</li> <li>ADL維持等加算の取得を条件とすることで、報奨金の申請に必要な手続きは簡易なものとする</li> </ul>



## 主な他自治体の事例



事業方式	主な自治体	事業イメージ
特定の加算を取得した場合に報奨	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都</li> </ul>	<p>【東京都】</p> <p>ADL維持等加算を取得している事業所に報奨金20万円</p> <p>※別途、報奨金額の加算制度あり</p>
要介護度（ADL）が改善した場合に報奨	<ul style="list-style-type: none"> <li>品川区</li> <li>川崎市</li> <li>福岡市</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業に参加する利用者1人につき、サービスを提供する事業所で連携（チームを作る）</li> <li>対象利用者の要介護度（ADL）が改善した場合に、該当チームの各事業所に報奨金を支給</li> </ul>



## 成果指標



	令和6年（実績）	令和7年	令和8年
1 申し出事業所数	43事業所	55事業所	65事業所
2 加算取得事業所数	19事業所	25事業所	30事業所



## スケジュール



令和6年度

- ・ 予算要求
- ・ 事業設計

令和7年度

- ・ 事業開始
- ・ 現状把握（アンケート調査）

令和8年度

- ・ 事業継続
- ・ 前年度の効果検証
- ・ 第10期柏市高齢者いきいきプラン21の策定

## 支給スケジュール



	サービス提供	請求内容審査	報奨金申請	報奨金支給
令和7年度	令和7年4月	▶ 令和7年5月	▶ 令和7年6月	▶ 令和7年7月
	令和7年12月	▶ 令和8年1月	▶ 令和8年2月	▶ 令和8年3月
令和8年度	令和8年6月	▶ 令和8年7月	▶ 令和8年8月	▶ 令和8年9月
	令和8年12月	▶ 令和9年1月	▶ 令和9年2月	▶ 令和9年3月